

# 飯田市グリーン購入調達方針

平成28年4月1日改正

## 1 調達方針

グリーン購入の対象とする調達品目は、購入頻度や購入した際の環境影響を考慮して設定し、飯田市グリーン購入基本方針（平成22年4月1日制定）の「基本原則」に従って購入する。

ただし、社会状況などにより必要に応じて飯田市独自の調達基準を設定する。

## 2 判断基準

環境に配慮した物品の具体的な判断基準は、次のいずれかを満たすこととする。

(1) 別記に掲げる品目で、グリーン購入法第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準。または、飯田市が独自に定めた判断基準。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(2) 別表「環境ラベル一覧表」等に掲げる、第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベリング制度の認証を受けた環境ラベルが付されていること。

(3) 飯田市環境配慮型製品である「ぐりいいんだ」認定製品として認定を受けていること。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/kougyou/gleen-iida.html>

(4) 「信州リサイクル製品」として長野県の認定を受けていること。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html>

(5) その他環境に配慮した物品等であることが証明されていること。

「グリーン購入の調達者の手引き」（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryuu.html>

「エコ商品ねっとー買うから始めるエコー」（グリーン購入ネットワーク）

<http://www.gpn.jp/econet/>

## 3 調達品目及び調達目標

(1) 調達品目

対象とする調達品目は、別記に掲げる特定調達品目とする。

(2) 調達目標

調達率を90%以上とする。

## 4 その他

対象とする調達品目以外の物品等の購入についても、飯田市グリーン購入基本方針及び本方針に基づき、可能な限りグリーン購入に努める。

(別表)

環境ラベリング制度名	マーク	実施・運営主体
エコマーク制度		日本環境協会
グリーンマーク制度		古紙再生促進センター
間伐材マーク		全国森林組合連合会
家具に関するグリーンマーク制度		日本オフィス家具協会
PETボトルリサイクル推奨マーク		PETボトルリサイクル推進協議会
エコ・ユニフォームマーク		日本被服工業組合連合会
国際エネルギースタープログラム		経済産業省
統一省エネラベル		経済産業省
省エネラベリング制度		経済産業省
JIS マーク (一次電池が対象)		日本工業規格
自動車の燃費性能の評価 及び公表		国土交通省
低排出ガス車認定		国土交通省
低燃費タイヤ統一マーク		日本自動車タイヤ協会
グリーンプリンティング 認定制度		日本印刷産業連合会
植物油インキマーク		日本印刷インキ工業連合会
NL マーク		日本印刷インキ工業連合会

(別記)

## 1 定義

この別記において、「判断の基準」は次のとおりとする。

「判断の基準」：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準

## 2 紙類

### (1) 品目

【情報用紙】 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙

【印刷用紙】 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

【衛生用紙】 トイレ用ペーパー、ティッシュペーパー

### (2) 目標達成度の指標

各品目の当該年度の調達総重量 (kg) に占める基準を満たす物品の重量 (kg) の割合とする。

## 3 文具類

### (1) 品目

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレイ、消しゴム、ステープラー (汎用型)、ステープラー (汎用型以外)、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ (本体)、事務用修正具 (テープ)、事務用修正具 (液状)、クラフトテープ、粘着テープ (布粘着)、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット (玉)、マグネット (バー)、テープカッター、パンチ (手動)、モルトケース (紙めくり用スポンジケース)、紙めくりクリーム、鉛筆削 (手動)、OAクリーナー (ウェットタイプ)、OAクリーナー (液タイプ)、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター (枠あり)、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり (液状) (補充用を含む。)、のり (澱粉のり) (補充用を含む。)、のり (固形)、のり (テープ)、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒 (紙製)、窓付き封筒 (紙製)、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機 (手動)、名札 (机上用)、名札 (衣服取付型・首下げ型)、鍵かけ (フックを含む。)、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド

### (2) 目標達成度の指標

各品目の当該年度の調達総量 (点数) に占める基準を満たす物品の数量 (点数) の割合とする。

## 4 オフィス家具等

### (1) 品目

いす、机、棚、収納用什器 (棚以外)、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、

掲示板、黒板、ホワイトボード

(2) 目標達成度の指標

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

## 5 OA機器

### 5-1 コピー機等

(1) 品目

コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機

(2) 目標達成度の指標

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 5-2 電子計算機

(1) 品目

電子計算機

(2) 目標達成度の指標

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 5-3 プリンタ等

(1) 品目

プリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機

(2) 目標達成度の指標

当該年度のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 5-4 ファクシミリ

(1) 品目

ファクシミリ

(2) 目標達成度の指標

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 5-5 スキャナ

(1) 品目

スキャナ

(2) 目標達成度の指標

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-6 磁気ディスク装置

(1) 品目

磁気ディスク装置

(2) 目標達成度の指標

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-7 ディスプレイ

(1) 品目

ディスプレイ

(2) 目標達成度の指標

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-8 シュレッダー

(1) 品目

シュレッダー

(2) 目標達成度の指標

当該年度のシュレッダーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-9 デジタル印刷機

(1) 品目

デジタル印刷機

(2) 目標達成の指標

当該年度のデジタル印刷機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-10 記録用メディア

(1) 品目

記録用メディア

(2) 目標達成の指標

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

## 5-11 電池

(1) 品目

一次電池又は小形充電式電池

(2) 目標達成度の指標

当該年度の電池（単1形から単4形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

### 5-12 電子式卓上計算機

(1) 品目

電子式卓上計算機

(2) 目標達成度の指標

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

### 5-13 カートリッジ等

(1) 品目

トナーカートリッジ、インクカートリッジ

(2) 目標達成度の指標

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

### 5-14 掛時計

(1) 品目

掛時計

(2) 目標達成度の指標

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

### 5-15 プロジェクタ

(1) 品目

プロジェクタ

(2) 目標達成度の指標

当該年度のプロジェクタの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

## 6 エアコンディショナー等

### 6-1 エアコンディショナー

(1) 品目

エアコンディショナー

(2) 目標達成度の指標

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 6-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目

ガスヒートポンプ式冷暖房機

(2) 目標達成度の指標

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 6-3 ストーブ

(1) 品目

ストーブ

(2) 目標達成度の指標

当該年度におけるストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 7 自動車等

### 7-1 自動車

(1) 品目

自動車

(2) 目標達成度の指標

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 7-2 I T S対応車載器

(1) 品目

E T C対応車載器、カーナビゲーションシステム

(2) 目標達成度の指標

各品目の当該年度における調達総数（個数）とする。

### 7-3 タイヤ

(1) 品目

乗用車用タイヤ

(2) 目標達成度の指標

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

### 7-4 エンジン油

(1) 品目

2サイクルエンジン油

(2) 目標達成度の指標

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。

## 8 制服・作業服

(1) 品目

制服、作業服、帽子

(2) 目標達成度の指標

- ① 制服又は作業服にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

- ② 帽子にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

## 9 作業手袋

- (1) 品目  
作業手袋
- (2) 目標達成度の指標  
当該年度における作業手袋の調達総量(双)に占める基準を満たす物品の数量(双)の割合とする。

## 10 災害備蓄用品

### 10-1 災害備蓄用品(飲料水)

- (1) 品目  
ペットボトル飲料水
- (2) 目標の立て方  
当該年度に調達するペットボトル飲料水の総調達量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする。

### 10-2 災害備蓄用品(食料)

- (1) 品目  
缶詰、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品
- (2) 目標の立て方  
各品目の当該年度に調達する総調達量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。

### 10-3 災害備蓄用品(生活用品、資材等)

- (1) 品目  
毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、非常用携帯燃料、携帯発電機
- (2) 目標の達成度  
当該年度の各品目の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

## 11 印刷

- (1) 品目  
印刷
- (2) 目標達成度の指標  
当該年度に調達する印刷(他の役務の一部として発注される印刷を含む。)の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。